小作爭議調査表

No. 36

(月報番號第43號)

(昭和九年五月分)

項目	内容
場所	浮羽郡姫治村 大字妹川 重虎、土圓、山坪
關係人員	地主 伊藤日月 外一名 小作人 佐藤茂平次 外四名
地主關係團体	なし
原因	小作人は隣村に比較し小作料平均二割以上高率なるを以て之が減額要求をなしたるも一蹴せられたる為日農主事稲富稜人其他の応援を求めたるに因る。
發生	昭和九年三月二十一日
終熄	昭和〃年五月七日
關係地種類面積	田七反歩
小作人關係團体	日農浮羽郡聯合会
要求事項	小作料永久二割減要求
經過	兩者自説を固持し容易に解決の模様なき処村有志の奔走により下記條件にて解決す
結果	一、地主伊藤日月は小作人佐藤茂平次(二反二畝)に百二十円、佐藤兼太郎(一反三畝)に八十円、伊藤松次(一反三畝)に七十円、足達慶吉(一反一畝)に二十円の離作料を給付し 土地返還せしむ。 二、地主堀江萬吉は小作人佐藤茂人の宛米三俵半を三俵に減額

財團法人協調會福岡出張所

備考

は更に五ヶ年間二割減を認けるを以て解決を望みたるも小作人は三割永久減を主張し讓らず、稽納米百八十二俵を九百四十八円七十五銭にて買却し十七銀行に預金し更に前回会稲擇定するを約すると共に地主側は委員六名を十二名に増し小作田一反当り五円乃至十円を拠出して之に対抗す。

大字村長其他調停に乗り出し相当割減額を主張し白紙一任を希望したるも小作人は三割減を主張し一任を拒絶し地主側も地主総会の結果白紙一任を不利として拒絶したるに依り調停者一時傍観することとなり

一月十二日地主側は來る一月廿日限小作米を完納せざる場合は小作契約を解除すとの内容証明郵便にて通告せり、之に対し小作人側委員は地主鬼木和太郎外三名を訪問し生産費計算書を手交し三割減を要請す。

小作人は日農の指導を受けは初め早々より全農福佐聯合会に加入し宣伝部長重三郎の来援を求め積極的に争を展開することと共せり。

地主側は小作人の小作米費却に反感を持ち土地返還の訴訟を提起すべく準備中の処町長は町政の運用上重大なる影響を来すものとして極力調停に奔走し五月三日町役場に於て両者代表者会合下記調停案にて漸く解決せり。

新することを得

五、小作米は三等米格以上のもの若くは相当格代価を以て其の年分を翌年一月卅一日限り完納すること

但し雨天等により籾乾燥せざる時と雖も其の年の二月を越へざること

六、天災地変其他不可抗力に依り小作料の減額を要求せんとする場合は必ず立毛鎌入前に予め立会の上協定し刈取りを為すこと

七、地主の承諾なくして自由に耕作地の轉貸をなさざること

八、正当の理由なくして調停條項に違反する時は地主より土地返還を求めたるとも異議なきこと

九、本條項厳守の為め地主及小作人代表者署名捺印(母印)す。